

議 案 概 要

〈令和 7 年第 1 回定例会〉

向 日 市

議案件数	26 件
当初予算案件	8 件
人事案件	1 件
専決処分（補正予算）	1 件
条例案件	12 件
補正予算案件	3 件
その他案件	1 件

議案第 1 号	令和 7 年度向日市一般会計予算-----	1
議案第 2 号	令和 7 年度向日市国民健康保険事業特別会計予算-----	1
議案第 3 号	令和 7 年度向日市後期高齢者医療特別会計予算-----	1
議案第 4 号	令和 7 年度向日市介護保険事業特別会計予算-----	1
議案第 5 号	令和 7 年度大字寺戸財産区特別会計予算-----	1
議案第 6 号	令和 7 年度物集女財産区特別会計予算-----	1
議案第 7 号	令和 7 年度向日市水道事業会計予算-----	2
議案第 8 号	令和 7 年度向日市公共下水道事業会計予算-----	2
議案第 9 号	固定資産評価員の選任について-----	2
議案第 10 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度向日市一般会計補正予算（第 7 号））-----	3
議案第 11 号	向日市向日町駅自由通路条例の制定について-----	4
議案第 12 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について-----	5
議案第 13 号	向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について-----	6
議案第 14 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について--	7
議案第 15 号	向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について-----	8
議案第 16 号	向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について-----	10

議案第 17 号	向日市国民健康保険条例の一部改正について-----	11
議案第 18 号	向日市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例及び向日市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について-----	12
議案第 19 号	向日市都市公園等条例の一部改正について-----	13
議案第 20 号	向日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について-----	14
議案第 21 号	向日市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について----	15
議案第 22 号	向日市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について-----	16
議案第 23 号	令和 6 年度向日市一般会計補正予算（第 8 号）-----	17
議案第 24 号	令和 6 年度向日市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）-----	20
議案第 25 号	令和 6 年度向日市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）--	21
議案第 26 号	市道路線の認定及び廃止について-----	22

議案第 1 号 令和 7 年度向日市一般会計予算

〔ふるさと創生推進部財政課〕

歳入歳出予算総額 28,276,000 千円

議案第 2 号 令和 7 年度向日市国民健康保険事業特別会計予算

〔市民サービス部医療保険課〕

歳入歳出予算総額 5,192,904 千円

議案第 3 号 令和 7 年度向日市後期高齢者医療特別会計予算

〔市民サービス部医療保険課〕

歳入歳出予算総額 1,145,188 千円

議案第 4 号 令和 7 年度向日市介護保険事業特別会計予算

〔市民サービス部高齢介護課〕

歳入歳出予算総額 5,444,301 千円

議案第 5 号 令和 7 年度大字寺戸財産区特別会計予算

〔総務部財産管理課〕

歳入歳出予算総額 12,571 千円

議案第 6 号 令和 7 年度物集女財産区特別会計予算

〔総務部財産管理課〕

歳入歳出予算総額 4,435 千円

議案第 7 号 令和 7 年度向日市水道事業会計予算

〔都市整備部公営企業課〕

収益的収入及び支出の予定額

(収入) 1, 3 0 8, 1 0 2 千円

(支出) 1, 2 9 8, 4 5 6 千円

資本的収入及び支出の予定額

(収入) 6 3 0, 9 9 4 千円

(支出) 1, 0 6 8, 2 7 9 千円

議案第 8 号 令和 7 年度向日市公共下水道事業会計予算

〔都市整備部公営企業課〕

収益的収入及び支出の予定額

(収入) 1, 6 5 2, 3 9 9 千円

(支出) 1, 6 5 0, 6 3 0 千円

資本的収入及び支出の予定額

(収入) 5 2 0, 6 0 3 千円

(支出) 1, 1 2 5, 1 0 4 千円

議案第 9 号 固定資産評価員の選任について

〔環境産業部税務課〕

〔提案の趣旨〕

固定資産評価員のおおやぎたかゆき大八木貴之氏が、令和 7 年 3 月 31 日をもって辞任されるため、
その後任として、すずきひでゆき鈴木英之氏を選任しようとするもの

〔任期〕 令和 7 年 4 月 1 日から（任期なし）

議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度向日市一般会計補正予算（第 7 号））

〔ふるさと創生推進部財政課〕

歳入歳出予算総額

補正前の額	25,543,529 千円
補正額	245,220 千円
補正後の額	25,788,749 千円

歳入の補正内容

〔14 款 国庫支出金〕

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る国庫補助金 2 億 4,522 万円を計上

歳出の補正内容

〔3 款 民生費 1 項 社会福祉費 10 目 住民税非課税世帯支援給付金費〕

物価高騰により、厳しい状況にある生活者の支援を目的とした給付金事業に係る費用 2 億 4,522 万円を計上

1 住民税非課税世帯支援給付金事業

- (1) 対象 令和 6 年度住民税均等割非課税世帯
- (2) 対象数 7,000 世帯
- (3) 給付額 1 世帯当たり 3 万円

2 住民税非課税世帯支援給付金事業（子ども加算）

- (1) 対象 令和 6 年度住民税均等割非課税世帯の 18 歳以下の児童
- (2) 対象数 900 人
- (3) 給付額 1 人当たり 2 万円

【令和 7 年 1 月 30 日専決処分】

議案第 11 号 向日市向日町駅自由通路条例の制定について

〔都市整備部まちづくり推進課〕

〔制定の趣旨〕

向日町駅の東西を結び、歩行者の往来の利便を図るとともに、快適な都市環境の実現に資するための自由通路を設置し、その管理に必要な事項を定めるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定により、条例を制定するもの

〔制定の内容〕

向日町駅自由通路の設置場所、施設構成、禁止行為等の設置及び管理について必要な事項を規定するもの

〔施行期日〕 公布の日

議案第 1 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

〔総務部総務課〕

〔改正の趣旨〕

刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）の一部改正に伴い、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されるため、関係条例に関して、所要の改正を行うもの

〔改正する条例〕

- ・ 向日市表彰条例
- ・ 向日市議会の個人情報の保護に関する条例
- ・ 向日市暴力団排除条例
- ・ 向日市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・ 向日市職員の給与に関する条例
- ・ 向日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- ・ 向日市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

〔改正の内容〕

懲役、禁錮、禁固及び禁この字句を拘禁刑に改めるもの

〔施行期日〕

令和 7 年 6 月 1 日（刑法等の一部を改正する法律の施行の日）

議案第 13 号 向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

〔総務部総務課〕

〔改正の趣旨〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定について、一部改正するもの

〔改正の内容〕

条例第 2 条において引用する条文の項番号について整理を行うもの

〔施行期日〕 令和 7 年 4 月 1 日

議案第 14 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

〔総務部人事課〕

〔改正の趣旨〕

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の一部改正に伴い、時間外勤務の免除対象となる職員の範囲を拡大するとともに、育児や介護を必要とする市職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、条例の一部を改正するもの

〔改正の内容〕

- (1) 時間外勤務免除の対象となる職員の範囲を小学校就学前の子を養育する職員に改めるもの
- (2) 仕事と介護の両立支援制度の強化のため、職員に対し個別の周知、意向確認など効果的な周知を図るとともに雇用環境の整備を行うことを規定するもの

〔施行期日〕 令和 7 年 4 月 1 日（改正規定の一部に経過措置あり）

議案第 15 号 向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について

〔総務部人事課〕

〔改正の趣旨〕

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）等の一部改正に伴い、地域手当の支給割合、扶養手当及び通勤手当を見直し、住居手当及び管理職員特別勤務手当の支給対象拡大を行うため、条例の一部を改正するもの

〔改正の内容〕

第 1 条関係（向日市職員の給与に関する条例）

（1）扶養手当の改定

令和 7 年度の配偶者に係る手当を 3,000 円、子に係る手当を 11,500 円とし、令和 8 年度以降の配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を 13,000 円と段階的に改定するもの

扶養親族	現行	7 年度	8 年度以降
配偶者	6,500 円	3,000 円	廃止
子（1 人当たり）	10,000 円	11,500 円	13,000 円

（2）住居手当の支給対象の拡大

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、一般の職員と同様の住居手当を支給するもの

（3）地域手当の支給割合の改定

地域手当の支給割合の範囲を引上げるもの

地域手当	現行	7 年度以降
支給割合	6%以内	8%以内

（4）通勤手当の支給限度額の引き上げ等

通勤手当の支給限度額を 1 か月当たり 15 万円に引上げるもの

また、非課税限度額まで全額支給し、新幹線通勤者や遠距離通勤者の自己負担を解消するもの

(5) 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大

平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するもの

支給対象	現行	改正後
時間帯	午前 0 時～午前 5 時	午後 10 時～午前 5 時

(6) その他

国の法改正に合わせ、所要を改正するもの

第 2 条関係（向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例）

特定任期付職員の 6 月及び 12 月の期末手当の支給月数を改定するもの

また、特定任期付職員業績手当を廃止するとともに、新たに勤勉手当を支給するよう規定を整備するもの

	6 年 12 月	7 年 6 月	7 年 12 月	合 計
期末手当	1.75 月	0.95 月	0.95 月	1.90 月
勤勉手当	—	0.875 月	0.875 月	1.75 月
合計	1.75 月	1.825 月	1.825 月	3.65 月

第 3 条関係（向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例）

(1) 扶養手当の改定

扶養親族の対象を改めるもの

(2) 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大

平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するもの

支給対象	現行	改正後
時間帯	午前 0 時～午前 5 時	午後 10 時～午前 5 時

(3) 住居手当の支給対象の拡大

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、一般の職員と同様の住居手当を支給するもの

〔施行期日〕 令和 7 年 4 月 1 日（改正規定の一部に経過措置あり）

議案第 16 号 向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

〔市民サービス部子育て支援課〕

〔改正の趣旨〕

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、栄養士及び保育士の配置基準を改正するもの

〔改正の内容〕

- (1) 栄養士の配置基準を変更するもの

栄養士 → 栄養士又は管理栄養士

- (2) 保育士の配置基準を変更するもの

	現 行	改正後
満 3 歳以上 満 4 歳未満の児童	概ね 20 人につき 1 人	概ね 15 人につき 1 人
満 4 歳以上の児童	概ね 30 人につき 1 人	概ね 25 人につき 1 人

〔施行期日〕

公布の日。ただし、「(1) 栄養士の配置基準の変更」は、令和 7 年 4 月 1 日

議案第 17 号 向日市国民健康保険条例の一部改正について

〔市民サービス部医療保険課〕

〔改正の趣旨〕

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額及び軽減判定所得の算定における被保険者数に乘じる金額を改正するもの

〔改正の内容〕

(1) 賦課限度額を引上げるもの（保険料年間上限金額の改正）

	(現 行)		(改正後)
○基礎賦課分	<u>65 万円</u>	→	<u>66 万円</u>
○後 期 分	<u>24 万円</u>	→	<u>26 万円</u>
○介 護 分	<u>17 万円</u>	→	<u>17 万円</u>
計	<u>106 万円</u>	→	<u>109 万円</u>

(2) 保険料軽減判定基準を見直すもの

（軽減判定所得の算定における被保険者数に乘じる金額の改正）

	(現 行)		(改正後)
○ 5 割軽減	<u>29.5 万円</u> × 被保険者数	→	<u>30.5 万円</u> × 被保険者数
○ 2 割軽減	<u>54.5 万円</u> × 被保険者数	→	<u>56 万円</u> × 被保険者数

〔施行期日〕 令和 7 年 4 月 1 日

〔参考〕 今回の改正による影響

賦課限度額	
限度額超過世帯	※R7.1 現在
基礎分	126 世帯 → 122 世帯
後期分	110 世帯 → 91 世帯
保険料調定額	約 120 万円増

軽減判定基準	
軽減対象世帯	※R7.1 現在
5 割及び 2 割軽減	
	1,538 世帯 → 1,567 世帯
保険料調定額	約 110 万円減

議案第 18 号 向日市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例及び向日市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

〔市民サービス部高齢介護課〕

〔改正の趣旨〕

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置を可能とするための改正ほか所用の改正を行うもの

〔改正の内容〕

(1) 地域包括支援センターの職員の配置基準

ア 地域包括支援センター運営協議会が第一号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要と認める場合は、職員の員数を常勤換算方法によることを可能とするもの

イ 地域包括支援センター運営協議会がセンターにおける効果的な運営に資すると認める場合には、複数のセンターが担当する区域を一の区域とし、当該区域内の第一号被保険者の数を合算した数に応じた職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ職員の配置基準を満たすものとするもの

(2) 文言等の整理を行うもの

〔施行期日〕 公布の日

議案第 19 号 向日市都市公園等条例の一部改正について

〔都市整備部都市計画課〕

〔改正の趣旨〕

土地区画整理事業により整備される公園を新たに本市の都市公園等として設置するため、所要の改正を行うもの

〔改正の内容〕

阪急洛西口駅西地区土地区画整理事業により整備され、本市に帰属予定の 2 公園について、名称を「寺戸北しらさぎ公園」及び「寺戸東御泥ポケットパーク」と定めて別表に追加するもの

〔施行期日〕

都市公園法第 2 条の 2 の規定による公告の日

議案第 20 号 向日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

〔環境産業部防災安全課〕

〔改正の趣旨〕

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員退職報償金の各階級の勤務年数区分に新たな区分を追加するもの

〔改正の内容〕

消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35 年以上」区分を追加するもの
(単位：円)

階級	勤 続 年 数						
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 <u>35 年未満</u>	<u>35 年以上</u>
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	<u>1,079,000</u>
副団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	<u>1,009,000</u>
分団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	<u>949,000</u>
副分 団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	<u>909,000</u>
班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	<u>834,000</u>
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	<u>789,000</u>

備考：下線部分が今回新しく追加する部分

〔施行期日〕 令和 7 年 4 月 1 日

議案第 2 1 号 向日市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

〔環境産業部防災安全課〕

〔改正の趣旨〕

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、公務災害における消防団員等の損害補償に係る補償基礎額、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額及び最高額、並びに扶養に係る補償基礎額の加算額を改定するもの

〔改正の内容〕

- (1) 消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を下表のとおり引き上げるもの
(単位：円)

階 級	勤 続 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	12,900(12,500)	13,700(13,350)	14,500(14,200)
分団長及び副分 団長	11,300(10,800)	12,100(11,650)	12,900(12,500)
班長及び団員	9,700(9,100)	10,500(9,950)	11,300(10,800)

備考：（ ）内書は現行の補償基礎額

- (2) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,100 円から 9,700 円に、最高額を 14,200 円から 14,500 円に引き上げるもの
- (3) 消防団員等の扶養親族に係る補償基礎額の加算額を、第 1 号（配偶者）については 217 円から 100 円に引き下げ、第 2 号（22 歳以下の子）については 333 円から 383 円に引き上げるもの
- (4) その他所用の改正

〔施行期日〕 令和 7 年 4 月 1 日（改正規定の一部に経過措置あり）

**議案第 22 号 向日市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
について**

〔環境産業部防災安全課〕

〔改正の趣旨〕

向日市消防団員の報酬の一部見直しに伴い、所要の改正を行うもの

〔改正の内容〕

- (1) 向日市消防団員の年額報酬について、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間における出動実績を踏まえた支給が可能となるよう規定を改めるもの
- (2) その他所要の改正

〔施行期日〕 令和 7 年 4 月 1 日

議案第 23 号 令和 6 年度向日市一般会計補正予算（第 8 号）

〔ふるさと創生推進部財政課〕

歳入歳出予算総額

補正前の額	25,788,749 千円
補正額	930,654 千円
補正後の額	26,719,403 千円

歳入の補正内容

〔10 款 地方交付税〕

普通交付税 3 億 1,179 万円を増額計上

〔14 款 国庫支出金〕

子どものための教育・保育給付国庫交付金 3,151 万円を増額計上

出産・子育て応援国庫交付金 24 万円を計上

社会資本整備総合交付金 1 億 5,354 万円を増額計上

学校施設環境改善交付金 718 万円を計上

〔15 款 府支出金〕

子どものための教育・保育給付府費交付金 1,394 万円を増額計上

〔17 款 寄附金〕

ふるさと向日市応援寄附金 110 万円を増額計上

企業版ふるさと納税寄附金 100 万円を計上

〔18 款 繰入金〕

財政調整基金繰入金 10 億 2,250 万円を減額計上

公園整備基金繰入金 100 万円を減額計上

社会福祉基金繰入金 1,052 万円を計上

〔21 款 市債〕

ゼロカーボン推進事業債 100 万円を増額計上

都市再生整備事業債 1 億 6,900 万円を増額計上

中学校施設環境改善債 1,420 万円を増額計上

歳出の補正内容

〔2 款 総務費 1 項 総務管理費 7 目 財政調整基金費〕

財政調整基金積立金 3 億 3,943 万円を増額計上

〔2 款 総務費 1 項 総務管理費 14 目 諸費〕

過年度の国及び府支出金の精算に伴う返還金 663 万円を増額計上

〔2 款 総務費 2 項 徴税費 1 目 税務総務費〕

京都地方税機構への負担金 96 万円を増額計上

〔3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費〕

社会福祉基金積立金 1 億円を計上

〔3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費〕

乙訓楽苑移転に係る建設費補助金 1,052 万円を計上

〔3 款 民生費 2 項 児童福祉費 4 目 委託児童運営費〕

民間保育所保育委託料等に係る費用 6,301 万円を増額計上

〔4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 4 目 母子保健費〕

妊婦のための支援給付に伴うシステム改修に係る費用 24 万円を計上

〔8 款 土木費 4 項 都市計画費 3 目 公共下水道費〕

公共下水道事業会計繰出金に係る費用 3,157 万円を増額計上

〔8 款 土木費 4 項 都市計画費 5 目 まちづくり推進費〕

寺戸公民館整備及び JR 向日町駅東口開設推進事業に係る費用 3 億 3,251 万円を増額計上

〔9 款 消防費 1 項 消防費 1 目 常備消防費〕

乙訓消防組合分担金に係る費用 1,444 万円を増額計上

〔10 款 教育費 2 項 小学校費 2 目 教育振興費〕

株式会社優伽様からのご寄附を活用し学校図書館図書を充実するため、図書購入費 68 万円を増額計上

〔10 款 教育費 3 項 中学校費 1 目 学校管理費〕

中学校教科書改訂に伴う教科書・指導書購入に係る費用 890 万円を計上
トイレ改修工事費 2,142 万円を計上

〔10 款 教育費 3 項 中学校費 2 目 教育振興費〕

株式会社優伽様からのご寄附を活用し学校図書館図書を充実するため、図書購入費 32 万円を増額計上

繰越明許費の設定

〔中学校〕

勝山中中学校施設環境整備事業 繰越額 1,279 万円

西ノ岡中学校施設環境整備事業 繰越額 862 万円

地方債補正

次の起債を変更するもの

〔変更〕

ゼロカーボン推進事業債 限度額 1,000 万円 ⇒ 1,100 万円

都市再生整備事業債 限度額 54,320 万円 ⇒ 71,220 万円

中学校施設環境改善債 限度額 8,400 万円 ⇒ 9,820 万円

議案第 24 号 令和 6 年度向日市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

〔市民サービス部医療保険課〕

歳入歳出予算総額

補正前の額	5, 6 0 5, 0 4 6 千円
補 正 額	5 0, 0 0 0 千円
補正後の額	5, 6 5 5, 0 4 6 千円

歳出の補正内容

〔5 款 基金積立金 1 項 基金積立金 1 目 財政調整基金積立金〕

財政調整基金積立金として 5,000 万円を増額計上

議案第 2 5 号 令和 6 年度向日市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

〔都市整備部公営企業課〕

収益的収支予算総額

収益的収入及び支出の予定額

（収益的収入）

補正前の額	1, 6 2 2, 2 1 3 千円
補 正 額	3 1, 5 7 3 千円
補正後の額	1, 6 5 3, 7 8 6 千円

（収益的支出）

補正前の額	1, 6 1 8, 7 9 8 千円
補 正 額	3 1, 5 7 3 千円
補正後の額	1, 6 5 0, 3 7 1 千円

収益的収入の補正内容

〔 1 款 事業収益 2 項 営業外収益 4 目 他会計補助金〕

桂川右岸流域下水道（汚水）の維持管理費に係る一般会計繰入金 31, 573 千円を増額計上

収益的支出の補正内容

〔 1 款 事業費用 1 項 営業費用 2 目 流域下水道汚水維持管理費〕

桂川右岸流域下水道（汚水）の維持管理に要する費用 31, 573 千円を増額計上

議案第 26 号 市道路線の認定及び廃止について

〔都市整備部道路整備課〕

〔認定、廃止の趣旨〕

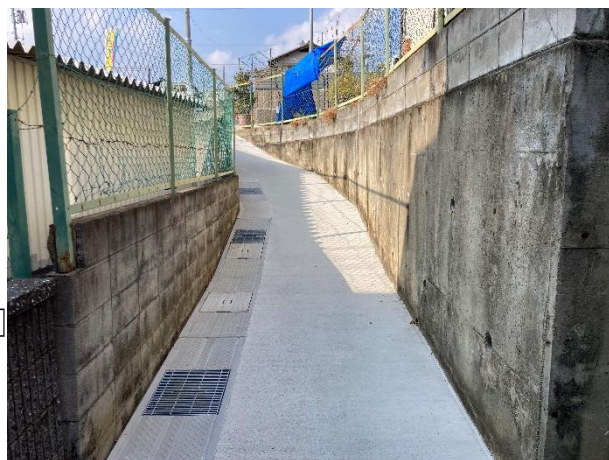
本路線は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 39 条及び第 40 条に基づき、本市に帰属した道路について、道路法（昭和 27 年法律 180 号）第 8 条第 1 項により路線認定するとともに、路線が重複する市道について同法第 10 条第 1 項の規定により廃止するもの

〔認定、廃止する路線〕

- (1) 市道第 1114 号線 向日市物集女町北ノ口地内
- (2) 市道第 4042 号線 向日市鶏冠井町堀ノ内地内



(1) 市道第 1114 号線



(2) 市道第 4042 号線